

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月26日(水)15時00分～16時10分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 16人(委員総数18人)

会長	19番	土山 浩二				
副会長	2番	金藤 祐治	8番	山田 清		
委員	1番	米田 健一			4番	吉原 正紀
	5番	松森 智	6番	安井 常人	7番	上峠 数博
	9番	高本 博文	10番	村上 正	11番	中司 睦枝
	13番	岡本 幸平	14番	原 弘子	15番	片山 博
	16番	高橋 泰登	17番	八津川 和司		

欠席委員 2人(3番 村上 智彦、18番 檜原 生夫)

4. 農地利用最適化推進委員の出席 17人(推進委員総数18人)

江良 宗登	中司 邦弘	笠井 博志	—————	行廣 文徳	杉谷 智章
小川 隆三	上 清五郎	宮迫 徹也	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
松浦 徳和	村上 佐代子	藤岡 正宏	江田 敏道	佐々木 崇	植原 宗哉

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第22号 農地法第4条の許可事業計画変更申請について
議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第24号 非農地証明申請について

第3 議案(報告事項)

報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
報告第18号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する受理について
報告第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について
報告第20号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による
転用届出に対する受理について
報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 その他
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志
事務局職員 高橋 知佐子 土本 充 小田 充彦 豊田 詞也

7. 農林水産課職員

課長 中濱 昌二

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議事に入れていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。委員総数は19名で、本日の出席委員は18名、欠席委員は1名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は14番・原弘子委員、15番・片山博委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は17名です。</p>
農林水産 課長 議 長	<p>議事に入る前に、令和5年度農林水産事業費の重点施策の説明のため、中濱農林水産課長が出席されていますので、これを先に行いたいと思います。</p> <p>それでは、令和5年度農林水産事業費重点施策についての説明をお願いします。</p> <p>（資料に基づき説明）</p> <p>ただいま説明が終わりました。質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>（質問、意見なし）</p> <p>それでは、農林水産課長様、ありがとうございました。</p>
議 長 事務局	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第20号、申請番号36番から48番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号36番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は栗原町の1筆、現況地目は畑、面積は201㎡です。 譲渡理由は相手方の要望による、譲受理由は新規就農者としてです。 なお営農計画書では、ジャガイモや玉ねぎを作って、スーパーへ出荷する予定となっております。 この申請については、4月4日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号37番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は栗原町の1筆、現況地目は畑、面積は251㎡です。 譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。 この申請については、4月4日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号38番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は十四日町の6筆、現況地目は畑、面積は合計で2,192.47㎡です。 譲渡理由は病弱による経営縮小、譲受理由は相手方の要望によるです。 この申請については、4月4日、山田委員、中司推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

申請番号39番、権利の種類は、期間3年間の使用貸借権の設定です。
申請地は美ノ郷町中野の3筆、現況地目は田、面積は合計で996㎡です。
貸渡理由は遠隔地につき耕作不能、借受理由は新規就農者としてです。
なお営農計画書では、できたお米をJAへ出荷する予定となっております。
この申請については、4月10日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号40番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は美ノ郷町本郷の1筆、現況地目は畑、面積は234㎡です。
譲渡理由は高齢者による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
この申請については、4月10日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号41番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は御調町貝ヶ原の4筆、現況地目は田、面積は合計で1,172㎡です。
譲受理由は高齢のため農業後継者へ、譲受理由は農業後継者としてです。
この申請については、4月5日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号42番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は向東町の1筆、現況地目は畑、面積は254㎡です。
譲渡理由は相手方の要望による、譲受理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。
なお譲受人は県外在住ですが、従来から所有農地及び家屋の管理のために週1回訪れており、また、三原市に在住する義理の両親も、週2回ほど訪れていることから、今回申請農地も、同様の管理をするということです。
この申請については、4月4日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号43番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は向島町の5筆、現況地目は畑、面積は合計で253.21㎡です。
譲受理由は相続財産管理人が裁判所の審判を経て売却するもの、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。
この申請については、4月4日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号44番と45番は、関連案件のため一括して説明いたします。
権利の種類は期間10年間の賃貸借権の設定です。
申請地は向島町の合計6筆、現況地目は畑、面積は合計で2,609㎡です。
貸渡理由は高齢による経営縮小、借受理由は農業経営の規模拡大のためです。
これらの申請については、4月4日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号46番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島田熊町の1筆、現況地目は畑、面積は621㎡です。
譲渡理由は農業経営の規模縮小、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。
なお、当該農地は、本年2月7日に現地調査を行い、空き家バンクに付随する農地として指定登録をしておりました。
今回、譲受人は、空き家を購入し、自家消費用の野菜を作るなどし、1年の約半分を因島で過ごす予定とのことです。

申請番号47番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島重井町の1筆、現況地目は畑、面積は1,294㎡です。
譲渡理由は病弱による経営縮小、譲受理由は相手方の要望によるです。
この申請については、4月6日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号48番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町沢の5筆、現況地目は畑、面積は908.28㎡です。
譲渡理由は遠隔地につき耕作不能、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
この申請については、4月7日、片山委員、植原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号36番から48番までにつきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号36番から48番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第21号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第21号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
(議案第21号、申請番号7番と8番を議案書をもとに説明)

申請番号7番、所在は西藤町の2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計135.50㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分は第2種農地と考えられます。

転用目的は、道路用地で住宅の進入路が計画されています。

申請人は、この度、併用地の宅地と合わせて進入路として使いたいというものです。

今回の申請につきましては、地元農業委員さんから申請人に申請の指導を行ってもらい、顛末書を添付され提出されました。

この申請については、4月4日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号8番、所在は因島重井町の3筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計1686㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地と考えられます。

転用目的は資材置場用地で駐車場8区画、プレハブ倉庫、建築面積91㎡が計画されています。

申請人は、この度、資材置場用地として利用したいというものです。

本件は、申請時において代理人より申請地が擁壁工事など、すでに工事が着手されている状況にあるため、現在は工事を停止されているとの報告がありました。また、申請に際しては「転用制度の理解が不十分であった」との内容の顛末書が添付されております。

この申請については、4月6日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号7番と8番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第22号「農地法第4条の規定による許可事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第22号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第22号、申請番号1番を議案書をもとに説明)

申請番号1番、所在は、瀬戸田町鹿田原の1筆、地目は雑種地、面積は509㎡の内465.29㎡です。

本件は当初の転用面積509㎡から465.29㎡への一部転用に転用面積を変更したいというものです。

申請地は、平成26年9月18日付けで太陽光発電設備目的により、農地法第4条の転用許可を受けたものです。

申請人は、当初太陽光発電の作業場としての利用を計画していたスペースに、柑橘を植え、趣味で営農をしているため現況地目を畑に戻したいというものです。

この申請については、4月7日、片山委員、植原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号1番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

次に、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第23号、申請番号27番から52番までを議案書をもとに説明)

申請番号27番と28番は関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、贈与による所有権の移転です。

所在は栗原町の2筆、地目は畑、農振農用地区域外、135㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分はその他2種と考えられます。

転用目的は資材置き場用地で、駐車場4区画、建築資材置き場が計画されています。

譲受人は建設業を営んでおり、申請地を取得し、建築資材置き場として利用したいというものです。

申請番号29番、申請内容は、贈与による所有権の移転です。

所在は栗原町の1筆、地目は田、農振農用地区域外、261㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。

転用目的は一般住宅用地で、一般住宅1棟、建築面積145.23㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、父から、申請地を譲り受け、住宅を新築したいというもので、都市計画法による建築許可見込みです。

申請番号27番から29番の申請については、4月4日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号30番、申請内容は、贈与による所有権移転です。

所在は十四日町の2筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計204㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。

転用目的は宅地拡張で、一般住宅1棟、建築面積157㎡、駐車場2区画が計画されています。

譲受人は申請地を取得し、住宅として使用したいというものです。

なお、申請地は既に宅地としての利用状況にあることから、申請に際しては顛末書が添付されております。

この申請については、4月4日、山田委員、中司推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号31番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は美ノ郷町三成の1筆、地目は田、農振農用地区域外、621㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル126枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は、大阪市に本店を置く太陽光発電事を営む法人で、申請地を取得し、太陽光発電設備を設置したいというもので、経済産業省によるFIT制度(固定価格買取制度)の対象外の事業です。

申請番号32番、申請内容は、使用貸借権の設定です。

所在は木ノ庄町木門田の2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計495㎡の転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種と考えられます。

転用目的は、倉庫用地で、加工・保存用倉庫2棟、建築面積199.8㎡、仮設トイレ、合併浄化槽、駐車場4区画が計画されています。

譲受人は内装工事などを営む法人で、申請地を取得して、新規事業として狩猟した猪や鹿の肉を使い、ペット用ジャーキーとして販売するための倉庫として使用したいというものです。

今回の申請につきましては、地元委員さんから、悪臭の発生に留意することについて指摘されたため、申請地の町内会長からの転用に対しての同意書が添付されております。

申請番号33番、申請内容は、使用貸借権の設定です。
所在は木ノ庄町木門田の1筆、地目は田、農振農用地区域外、189㎡の転用計画です。
申請地は市街化区域外にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は駐車場用地で、駐車場3区画が計画されています。
譲受人は内装工事などを営む法人で、申請地を取得して、駐車場用地として使用したいというものです。
なお、申請地は既に駐車場としての利用状況にあることから、申請に際しては顛末書が添付されております。

申請番号34番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は木ノ庄町木門田の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、695㎡の転用計画です。
申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は、事務所用地で、プレハブ事務所1棟、建築面積18㎡、建築資材置き場、駐車場4区画が計画されています。
譲受人は、申請地を取得し、事務所用地として利用したいというものです。

31番～34番の申請については、4月10日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。

申請番号35番から39番は関連案件のため一括して説明いたします。
申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は原田町梶山田の9筆、地目は田、農振農用地区域外、合計2828㎡の転用計画です。
申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は、資材置き場用地で、太陽光発電設備の資材置き場が計画されています。
譲受人は、福山市に本店を置く土木工事業などを営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備資材置場として利用したいというものです。
なお、申請地は既に資材置場としての利用状況にあることから、申請に際しては顛末書が添付されております。

この申請については、4月10日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号40番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は御調町下山田の3筆、地目は畑及び山林、農振農用地区域外、合計989.41㎡の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。
転用目的は資材置場用地で、事業用資材、事業用車両13区画が計画されています。
譲受人は、栗原町に本店を置く塗装業を営む法人で、申請地を取得して、事業用の足場・単管・塗料などの資材や車両置場として利用したいというものです。
この申請については、4月5日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号41番～47番の計7件につきましては、転用目的及び転用事業者が同一のため一括して説明いたします。
申請内容は、すべて売買による所有権の移転です。
所在は御調町綾目・本・中原の全11筆、地目は田及び畑、農振農用地区域外、太陽光発電設備、全6カ所の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。

設備①が、綾目の2筆、合計1,559㎡、パネル枚数180枚、発電量49.5kw
設備②が、本の全4筆、合計1,588㎡、パネル枚数160枚、発電量49.5kw
設備③が、中原の1筆、合計525㎡、パネル枚数80枚、発電量24.75kw
設備④が、中原の1筆、合計962㎡、パネル枚数160枚、発電量49.5kw
設備⑤が、中原の1筆、合計573㎡、パネル枚数96枚、発電量29.7kw
設備⑥が、中原の2筆、合計857㎡、パネル枚数144枚、発電量44.55kw

譲受人は、東京都に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、経済産業省によるFIT制度（固定価格買取制度）の対象外の事業です。

この申請については、4月6日、土山委員、上推進委員と、4月5日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。

申請番号48番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は因島田熊町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、584㎡の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。

転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積77.84㎡、駐車場1区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、申請地を取得して、住宅を新築したいというものです。

なお、本件は転用面積が500㎡を超えておりますが、申請地は傾斜地部分があり有効面積が少ないため」との内容の理由書が添付されております。

この申請については、4月6日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号49番申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は因島中庄町の1筆、地目は畑、農振地域外、570㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。

転用目的は、資材置場用地で、事業用資材、事業用車両3区画が計画されています。

譲受人は、因島中庄町に本店を置く船舶部品の加工業などを営む法人で、申請地を取得して、事業用の断熱材などの資材や車両置場として利用したいというものです。

申請番号50番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は因島中庄町の1筆、地目は畑、農振地域外、500㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積65.03㎡、駐車場、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、申請地を取得して、住宅を新築したいというものです。

49番・50番の申請については、4月6日、村上智彦委員、松浦推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号51番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は因島重井町の1筆、地目は畑、農振地域外、332㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地と考えられます。

転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積79.49㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、申請地を取得して、住宅を新築したいというものです。

本件は申請時において代理人より、申請地は擁壁工事など、すでに工事が着手されている状況にあるため、現在は工事を停止させているとの報告がありました。また、申請に際しては「転用制度の理解が不十分であった」との内容の顛末書が添付されております。

この申請については、4月6日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号52番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。

所在は、瀬戸田町沢の1筆、地目は畑、農振地域外、348㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地と考えられます。

転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積141.26㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

借受人は、義理の父名義の土地を借り受けて、住宅を新築したいというものです。

この申請については、4月7日、片山委員、植原推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

以上、全ての申請のうち、太陽光案件につきましては、申請地に隣接する農地所有者等に対し、申請人により事前の説明がなされており、事業に対する同意書が提出されております。

なお、一部には、隣接農地所有者や近隣住人との接触が困難で未提出のものもありますが、申請人に対しては、引き続き同意書の徴取に努めるよう指導中であり、今後も指導してまいります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号27番から52番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。

議 長

次に、議案第24号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第24号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第19号、申請番号8番から10番までを議案書をもとに説明)

申請番号8番、久山田町の1筆、現況地目は宅地、面積は9.75㎡です。
利用状況は、昭和48年から建物(住宅)の進入路沿いの花壇として使用されています。
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。
この申請については、4月4日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号9番、美ノ郷町本郷の2筆、現況地目は宅地、面積は合わせて254㎡です。
利用状況は、昭和34年5月に隣接地に居宅及び土蔵を建築し、以後、進入路、庭敷き、家庭菜園の場として利用されています。
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。
この申請については、4月10日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号10番、御調町高尾の1筆、現況地目は宅地、面積は122㎡です。
利用状況は、平成5年頃に納屋を建て替えて現在の家を建築して以降、住宅敷地として使用されています。
農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。
この申請については、4月5日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で調査を行い、宅地に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長	<p>ただいま、事務局より説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。</p> <p>(補足説明、質問、意見なし)</p> <p>ないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>申請番号8番から10番までは原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。</p>
議 長 1 番委員 事務局	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第17号から第21号までを一括して審査を行います。</p> <p>農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>報告第20号の申請番号2番と議案第20号の申請番号48番について、同じ筆の申請だが、面積の内容が合わないのではないかと。</p> <p>今回この農地を3条で譲渡をすることとなり、その農地の中に農業用倉庫が過去に設置されていましたが、農地法の手続きをされていなかったため、今回手続きをされました。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようなので、報告事項を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。</p>
議 長 各委員 議 長 事務局 議 長 事務局 議 長 副会長	<p>次に、その他に入ります。</p> <p>各調査区での活動状況について、報告があれば、挙手のうえ発言してください。</p> <p>(活動状況報告：省略)</p> <p>次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。</p> <p>(その他・連絡事項について説明)</p> <p>ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質疑応答)</p> <p>それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>閉会にあたり副会長があいさつをいたします。</p> <p>長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。</p> <p>本日はご苦勞様でした。</p>